

重要事項説明書（指定地域密着型通所介護サービス）

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約を締結される方に対して、今治市条例に基づき、当事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事項を説明するものです。

1. 事業者

名 称 社会福祉法人今治市社会福祉協議会
所在地 今治市南宝来町一丁目9番地8
連絡先 電話 0898-22-6018 FAX 0898-22-6022
代表者職氏名 会長 長野 和幸
設立年月日 平成17年1月16日

2. 事業所の概要

名 称 今治市社協介護サービスセンター関前
所在地 今治市関前岡村甲2525番地1
利用定員 10名
事業所番号 3890200441
管理者名 ☐☐ ☐☐
連絡先 電話 0897-88-2455 FAX 0897-88-2887
サービス提供地域 今治市(旧関前村)の区域とします。ただし、大下島、小大下島は除きます。

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人今治市社会福祉協議会が開設する今治市社協介護サービスセンター関前は、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。また、事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 事業所の職員体制等

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受けて事業所の従業者の管理及び業務の管理や利用申込みに係る調整を行います。

(2) 従業者

生活相談員 1名以上（うち1名は常勤職員）
看護職員 1名以上
介護職員 2名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業者は、事業の提供に当たります。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助を行います。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行います。

介護職員は、介護を行います。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。

5. サービスの内容

- (1) 地域密着型通所介護サービスは、事業者が管理運営する特定の事業所に通って、当該事業所において入浴及び食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話並びに機能訓練を行うサービスです。
- (2) サービス提供にあたっては、別添の「地域密着型通所介護計画書」に添って計画的に提供します。

6. 営業日及び営業時間

○営業日 月曜日～金曜日（祝日を除く）ただし、8月13日から8月15日及び12月29日から1月3日までを除きます。

○営業時間 午前8時30分～午後5時15分。

サービス提供時間は、午前9時15分から午後3時45分。

① 岡村島利用者は、午前9時15分から午後3時30分までとなります。

② 小大下島・大下島利用者は、午前10時35分から午後3時45分までとなります。

ただし、本会会長が必要と認めた場合には、営業日及び営業時間の変更、又は臨時に休業することがあります。

7. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「地域密着型通所介護計画書」に必要事項を記入し、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「通所介護計画」の内容に添って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「通所介護記録簿」を作成し、利用者に説明のうえ交付するとともに、居宅支援事業者に提出します。
- (3) 事業者は、通所介護記録簿を作成し、完了後5年間は適正に保管し、契約者もしくは契約時の代理人の求めに応じて閲覧に供し、または実費によりその写しを交付します。

8. サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービスにかかる利用料及び利用者負担金は、別紙「サービス利用料金表」のとおりです。
- (2) 利用者が次のサービスを受けた場合、事業者はそのサービスに要した次の額を徴収します。
 - 一 給食費（食材料費及び調理費） 600円
 - 二 おむつ代 実費
- (3) 居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10

割)を支払い、その後お住まいの市町に対して保険給付分(7割から9割)を請求することになります。
(4) 事業の利用料等は、現金、銀行口座引落、銀行口座振込又は郵便振替により納付するものとします。なお、銀行口座引落の場合は、ご指定の金融機関の口座から、当月請求分を翌月20日に引き落とします。

9. サービス提供の責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

管理者 □□ □□ 連絡先(電話) 0897-88-2455

10. キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに前記の管理者までご連絡ください。

11. 相談窓口、苦情対応、虐待対応のための措置

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。また、本事業者が「福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」に基づき選任している「第三者委員」に相談することができます。なお、「第三者委員名簿」は事業所内に掲示しています。

電話番号 0897-88-2455 FAX番号 0897-88-2887

相談員(管理者) □□ □□

対応時間 第6項の営業日の営業時間内

○第三者委員会

近藤健太郎 今治市松本町4-2-11 0898-31-4476

矢野 和馬 今治市玉川町小鴨部甲363-4 090-2826-9898

越智 光憲 今治市上浦町井口6322 0897-87-2079

○次の公的機関においても、苦情申出等ができます。

① 今治市役所 介護保険課 月曜日から金曜日(祝祭日及び12/29~1/3を除く)

住所 今治市別宮町一丁目4番地1

電話番号 0898-36-1526

対応時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

② 愛媛県国民健康保険団体連合会 月曜日から金曜日(祝祭日及び12/29~1/3を除く)

住所 松山市高岡町101-1

電話番号 089-968-8700

対応時間 午前9時から午後5時15分まで。

○虐待の防止のための措置

(1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。

二 事業所における虐待防止のための指針整備を行い、指針に沿った対応を実施します。

三 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

四 一から三の措置を適切に実施するための担当者を設置します。担当者は事業所長及び管理者とします。

(2) 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思わ

れる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 非常災害対策

事業所は、防火管理者を置き、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を立て、非常災害時の関係機関等への通報体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的な消火、避難、救出訓練の実施、設備の点検、整備等、非常災害の対策に万全を期します。

13. 身体拘束の禁止のための措置

- (1) 事業所は原則として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

14. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 会長は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 緊急時の対応方法

- (1) 容態に変化があった場合には、かかりつけ医に連絡するなど必要な措置を講じる他、緊急連絡先や居宅支援事業所へ速やかに連絡します。
- (2) 事業実施中に、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。

16. 衛生管理について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 秘密保持

- (1) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

(3) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

(4) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

18. 業務継続計画について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

19. ハラスメント防止対策について

(1) 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組んでいきます。

(2) 事業所内外において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者、利用者及びその家族等を対象とします。

(3) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(4) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施し、また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(5) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

20. 当事業者の業務の概要

(1) 介護保険関連業務

①居宅介護支援事業 ②訪問介護事業 ③通所介護事業 ④訪問入浴介護事業 ⑤福祉用具貸与、販売事業 ⑥認知症対応型共同生活介護事業 ⑦介護予防・生活支援サービス事業(総合事業) ⑧要介護認定調査訪問

(2) その他の主な業務

①ボランティア活動の振興 ②福祉相談事業 ③高齢者生活福祉センターの経営 ④地域子育て支援拠点事業 ⑤地域包括支援センター事業 ⑥福祉サービス利用援助事業 ⑦障害福祉サービス事業 ⑧基幹相

談支援センター事業 ⑨生活困窮者自立相談支援事業 ⑩生活支援体制整備事業 ⑪その他、地域福祉活動推進のための事業

21. 第三者評価の実施状況

第三者評価による評価は、実施していません。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所	所在地	今治市関前岡村甲 2 5 2 5 番地 1
	事業所名	今治市社協介護サービスセンター関前
	説明者	

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

ご利用者 住所

氏名

代筆者 氏名 [続柄:]

利用者の家族の代表 住所

氏名 〔続柄： 〕

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名 [続柄:]